事業所における古紙回収に関する協定書

狭山市事業所リサイクル推進協議会

埼玉県再生資源事業協同組合狭山支部

事業所における古紙回収に関する協定書

狭山市事業所リサイクル推進協議会（以下「甲」という。）と、埼玉県再生資源事業協同組合狭山支部（以下「乙」という。）は、事業所における古紙の回収に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条　この協定は、甲の会員である事業所から排出する紙類（以下「古紙」という。）をリサイクルするため、事業所の古紙回収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（古紙回収品目）

第2条　甲の会員である事業所は、次に示す分類区分により排出するものとする。

(1)　品目A：①ダンボール、②新聞、③雑誌、④その他の紙（コピー、コンピュータ用紙等）

(2)　品目B：①シュレッダー類

（古紙回収日時等）

第3条　甲の会員である事業所は、古紙の回収について、乙の会員と次の事項について決定すること。

(1)　回収日時

(2)　回収場所

(3)　その他

甲の会員である事業所は、排出される古紙を乙に回収を依頼せず、別に定める、乙の指定する古紙問屋に直接持ち込むことができるものとする。

（古紙の計量）

第4条　乙は、甲の会員である事業所から排出される古紙を計量し、所定の用紙に排出量を記載し甲に提出するものとする。

ただし、甲の会員である事業所が、古紙を計量した場合は、乙にその旨を伝えなければならない。

（回収費用）

第5条　乙は、甲の会員である事業所から、第2条に定める品目を回収する際の回収費用は、1事業所における回収1回につき、回収量300kg未満にあっては2，750円（消費税を含む。）、回収量300kg以上にあっては無料とする。

ただし、経済情勢の変化、古紙市況が大きく変動したとき等には、甲乙協議のうえ回収費用及び支払方法等を決定する。

（回収費用の請求）
第6条　乙は、前条に基づき算定した金額を甲の会員である事業所に請求するものとする。

（回収費用の清算）
第7条　甲の会員である事業所は、乙の請求に基づき、請求のあった月の翌月末までに回収代金を指定口座に送金するものとする。

（有効期間）
第8条　この協定の有効期間は、令和8年10月1日より令和11年9月30日までの3ヵ年とする。
ただし、事業の継続が可能の場合、甲乙協議し、再度協定を締結するものとする。

（協議）
第9条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通保有する。

令和 8 年 10 月 1 日

甲　狭山市入間川一丁目23番5号
狭山市事業所リサイクル推進協議会
会 長　　篠 塚　　功

乙　狭山市入間川 771番地の10
埼玉県再生資源事業協同組合狭山支部
支部長　　渡 部 孝 智

【別　紙】

1　乙の指定する古紙問屋（協定書第3条関係）

古紙問屋名	住　　所	電　　話
㈱ブシュー狭山営業所	狭山市大字上奥富225番地の1	04-2953-3814
㈱久米川紙業	狭山市大字上赤坂606番地	04-2958-3036
奥富興産㈱	狭山市大字下広瀬782番地の2	04-2952-3332

2　乙の連絡先窓口

株式会社　久米川紙業

狭山市大字上赤坂606番地

電話:2958-3036

3　乙の会員（協定書第3条関係）

	商　号	住　　所	電　　話
1	㈲渡部商店	狭山市入間川771番地の10	04-2954-2545
2	奥富興産㈱	狭山市大字下広瀬782番地の2	04-2952-3332
3	㈱久米川紙業	狭山市大字上赤坂606番地	04-2958-3036